

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（電子入札）に付します。

令和 8 年 7 月 30 日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高田 克己

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

市政資料館運営等業務委託

(2) 調達役務の内容等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 11 年 9 月 30 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

(4) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(5) 履行場所

名古屋市東区白壁一丁目 3 番地

名古屋市市政資料館

(6) 入札方法

入札は単価（月額委託料）で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(7) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、入札書の提出を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。紙による入札書の提出は、原則として認めない。ただし、名古屋市電子入札実施要領に基づき、やむを得ないと認められる事由により総務局行政DX推進部市政資料館の承諾を得た場合に限り行うことができる。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種「事務関連」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者等であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別

な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 1 月 29 日付け 19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 官公庁又は民間企業が設置した住民を始めとする不特定多数の利用者が利用する施設において過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日以降）に、1 年以上継続して本契約内容と同種又は類似業務の履行実績を有する者であること。
- (10) 名古屋市内に本社、支社又は営業所等事業拠点を有する者であること。
- (11) 入札の開札日時点において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター若しくは公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関から ISMS を取得している者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目 3 番地

名古屋市総務局行政DX推進部市政資料館庶務担当

（名古屋市市政資料館 2 階事務室）

電話 052-953-0051 ファクシミリ 052-953-4398

- (2) 入札説明書、仕様書等の交付

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

- (3) 入札書の提出

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 8 年 7 月 30 日午前 9 時 00 分から令和 8 年 8 月 13 日午後 2 時 00 分まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋

市条例第 36 号) 第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 8 年 8 月 13 日午後 2 時 30 分

場所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市総務局総務課

(名古屋市役所本庁舎 3 階)

4 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了すること。
- (2) いったん提出された入札書は、差替え、引換え又は撤回することができない。
- (3) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は原則として 2 回を限度とする。この場合、再度入札の通知を電子入札システムにより行うので、指定日時までに再度入札を行うこと。

なお、初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

- (4) 開札にあたっては、入札参加者全員の入札者名及び入札金額を電子入札システムにて入札参加者に公表する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金の納付義務

免除

- (3) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合は免除する。

- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 参加資格を有しない者が提出した入札書
- イ 参加資格確認申請書類に不備がある者又は虚偽の記載をした者が提出した入札書
- ウ 虚偽の事項が記載された入札書
- エ 契約上限金額を超過した金額を記載した入札書
- オ 上記 3 (3) の提出期間内に提出されなかった入札書

(5) 契約書の作成の可否

要

(6) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（月額委託料）で定める。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に競争入札参加資格の審査を行った上で、後日落札決定する。

(8) 確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書等を落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して 2 日以内（名古屋市の休日及び市政資料館の休館日を除く。）に 3 (1) に示す場所に持参により提出する。

(9) 調達手続の延期又は中止等に関する事項

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(10) その他

ア 本入札は、入札を電子入札システムで行うものであり、本公告及び入札説明書に定めるもののほか、定めのないものについては名古屋市電子入札実施要領（平成 18 年 3 月 30 日付け 17 財監第 73 号）及び名古屋市競争入札参加者手引（平成 18 年 3 月 28 日付け 17 財監第 66 号）に定めるところによる。

イ 詳細は、入札説明書による。